

第5章

コートジボワールにおける和解の隘路

——権力の独占が生みだす政治的対話の阻害——

佐藤 章

はじめに

2011年12月の国民議会選挙での与党連合の勝利により、これに先立ち同年5月に正式就任していたA・ワタラ（Alassane Dramane Ouattara）大統領の政権基盤は強化され、コートジボワールでは、今後しばらくワタラが比較的安定的に政権を担うと見てよい状況が生まれている。このことは、2002年から続いてきたコートジボワール内戦ならびに2010年12月から2011年5月にかけて発生した大統領選挙後の混乱——以下、選挙後危機とする——がともに収束に至ったことも意味する。コートジボワール政治はひとつの節目を迎え、ワタラ政権のもとで本格的な紛争後の時代に入ったと言えそうである。

紛争後の時代においては、紛争をもたらした要因や紛争過程で生じた諸問題を解決する一連の平和構築の取り組みが重要な課題となる。コートジボワールでは、民族・宗教・地域といった社会的亀裂が1990年代半ば以降の政党間対立のなかで政治化され、政治的不安定化と紛争につながったことが広く認識されてきた。コートジボワールではこの問題にかかわる課題が和解という言葉で語られており、紛争後の平和構築における重要課題のひとつとなっている。ワタラ新政権が和解の重要性を認識していることは、早くから「対話・真実・和解委員会」（Commission de dialogue, vérité et réconciliation: CDVR）

の設立構想を示したことや、前政権期の人権侵害に関する調査や司法的追及を開始したところにかがうことができる。

しかしながら、今日までにワタラ政権が進めてきた取り組みは、コートジボワールでの和解にかかわる広範な領域を十分にカバーしておらず、具体的な成果にも乏しいものである。人権侵害に対する司法的追及では、ワタラ政権は自派の幹部への追及が遅れていることを国内外から批判されている。端的に言って、コートジボワールでの和解をめぐる取り組みは進展していると言ひ難い状況にある。このような状況はさらに時間が経つことで解消されていく暫定的なものなのだろうか。それとも、今後もこのような状況が継続することになるのだろうか。ワタラ政権の正式発足から早くも2年半以上が経過した現在、紛争後コートジボワールにおける和解のゆくえをめぐり重い問いが浮上していると言える。

本章はワタラ政権の特徴を分析することにより、この問いへの一定の回答を提示することにしたい。まず第1節では新政権下でワタラ派が政治制度を広く独占している状態にあることを指摘し、ワタラ政権がそのような状態に至った経緯を選挙後危機の展開過程を追いながら跡づける。第2節では今日のコートジボワールにおける和解の課題について1990年代半ば以降の政治情勢を振り返りながら整理する。第3節では紛争後のコートジボワールにおける和解に関する取り組みについて考察し、その停滞ぶりを確認する。以上の事象面の検討をふまえ第4節では、自派による政治制度の独占状態がワタラ政権を一種の隘路の状況に追い込んでいることを論じ、今後も引き続きこの状況が続くかぎり、和解の促進に向けた展望が開けないことを指摘する（なお、章末に付表として略語表と略年表を掲載した）。

第1節 新政権下でのワタラ派の独占状態

大統領選挙での自らの勝利が宣言された2010年12月2日の選挙管理委員会

による開票結果発表から、待つこと5カ月あまりのちの2011年5月6日に、ワタラはようやくコートジボワール第2共和制の第2代大統領として正式に就任宣誓を行った。1990年代から有力政治家と目されながら、政治的弾圧により1995年、2000年の大統領選挙に出馬できなかったワタラは今回が初出馬であり、自らが率いる共和連合（Rassemblement des républicains: RDR）のほか、選挙協力を結んだH・コナン＝ベディエ（Henri Konan Bédié, 以下ベディエ）元大統領率いる民主党（Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI）などの支持を受け、252万票（54.14%）を獲得して現職のL・バボ（Laurent Gbagbo）を破り、初当選を果たした。

ワタラ大統領を誕生させたこの大統領選挙は、バボが初当選した2000年10月以降はじめて開催されたものであり、2002年9月に内戦が勃発して以来続けられてきた和平プロセスの重要な到達点でもあった。ワタラ新政権のもとで、コートジボワールは紛争後の国家の再建と平和構築という課題に臨むこととなる。和解の問題も重要な焦点となるこれらの課題がどのように進展していくかは、ワタラ政権の備える性質に大きく依存することになるだろう。

したがって、ワタラ政権がいかなる性質を備えた政権であるかが、今後の事態を占ううえで大きな論点となる。ただこの点に関しては、最近の出来事でもあるため、今までのところ研究が進んでいない。研究動向を簡単に整理しておけば、ワタラ政権の正式発足に先立つ選挙後危機が、深刻な暴力を伴う未曾有の事態であったことから、研究者の関心も、危機を引き起こしたバボ前大統領側の動向（Banegas 2011; Piccolino 2011）や、危機下での社会生活（Koné 2011; Straus 2011）などに集中している。大統領選挙の投票結果に基づいて各候補の地域的な支持傾向を分析したBasset（2011）と、ワタラ政権誕生に至る経緯で大きな役割を果たし、かつ現在も重要な政権基盤を構成している旧反乱軍の歴史と現状を考察したFofana（2011）は、ワタラ政権の性質にかかわる重要な側面を扱ってはいるが、政権の性質そのものの考察には踏み込んでいない。ワタラ政権の性質に関する研究は今後の課題である。

しかしながら、現時点ではっきりしているワタラ政権の特徴として、大統

領選挙で敗れたバボ前大統領の政治勢力が政府にも国民議会にも参加を拒んだことにより、結果的にワタラが自らの政権運営や権力の行使を監視・抑制するような野党勢力を、公式の政治制度のなかに事実上持っていないことを指摘することができる⁽¹⁾。このような状態は、選挙後危機の展開と終結の仕方によって基本構造が形作られ、ワタラ政権の正式発足から7カ月後に実施された2011年12月の国民議会選挙によって確立されたものである。これらの時期を振り返りながら、このような状態に至った経路を記述することにした。

コートジボワールの選挙後危機は、当時現職大統領としてワタラとの決選投票に臨んだバボが、選挙管理委員会が発表した開票結果を認めず、自ら勝利宣言を行って大統領就任を強行したことに端を発する。この大統領選挙は、和平プロセスの一環として実施されたという性格上、主権国家の元首を決定する選挙としては異例なことだが、開票結果の妥当性を最終的に認定する権限を国連PKOである国連コートジボワール活動（United Nations Operation in Côte d'Ivoire: UNOCI）が有していた⁽²⁾。UNOCIは、選管発表のとおり挑戦者のワタラを当選者だと認定し、バボの勝利宣言の正当性を否定した。アフリカ連合（African Union: AU）もUNOCIの主張を支持し、バボの就任強行は「非憲法的政権交代」に当たるものと非難し、バボに退陣を勧告した。さらに西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）もワタラが選出された大統領であるとし、バボを強く非難するとともに、バボが自発的に退陣しない場合は軍事介入によって排除する意志があることも首脳会談の声明で示された。このような国際的孤立にもかかわらず、バボは自らが正当な手続きによって選出された大統領であるとの主張を繰り返し、あらゆる説得に応じなかった⁽³⁾。

2012年3月上旬にAUが進めてきた平和的手段による調停作業が暗礁に乗り上げると、ワタラは大統領令を発出して、自らが代表する政府の正規軍としてコートジボワール共和国軍（Forces républicaines de Côte d'Ivoire: FRCI）を組織した。FRCIは3月末に軍事行動を開始し、すぐさま国土の大半を掌握

したのちバボが籠城する最大都市アビジャンに進攻したが、バボ側の防戦の前に停滞を余儀なくされた。このようななか UNOCI は、民間人や国連要員に対するバボ側の重火器使用を抑止する目的で、4月4日と11日の2度にわたり空爆を実施し、バボ側の重火器を破壊した⁽⁴⁾。この機に乗じて FRCI が大統領公邸に突入し、地下壕に退避していたバボを逮捕した。このときさらに、バボの政党である人民戦線 (Front populaire ivoirien: FPI) のアフィ・ンゲッサン (Pascal Affi N'Guessan) 党首、同じく第1副党首であるバボ夫人のシモーヌ (Simone Gbagbo) をはじめ、大統領顧問、閣僚、治安部隊幹部など数十人のバボ派幹部が逮捕された。また、このときに拘束されなかった多くの政権幹部が追及や報復を恐れ国内外に逃亡したことで、バボ派は壊滅状態に陥った。すなわち「2人の大統領」状態は、両陣営間の事実上の内戦を経て、ワタラがバボ政権を軍事的に打倒する形で解消されたのである。

逮捕の際、バボ前大統領は、「武器の使用が停止され、危機が文民的なものに移行することと、国の再建のために速やかに合意がなされることを希望する」と表明して武装抵抗の意思を放棄し、ワタラ政権の権威を追認した。これをうけ、また、ワタラ側からの招請もあり、逮捕されていないもっとも有力なバボ派幹部であるクリバリ (Mamadou Coulibaly) 国民議会議長・FPI 第2副党首と、ヤオ・ンドレ (Paul Yao N'Dré) 憲法裁判所長官が退避先のガーナから帰国し、ワタラと会談した⁽⁵⁾。クリバリ議長は、バボ派に対する暴力の停止・抑止をワタラに直言して確約を取りつけると、自らは国民議会の委員会座長・会派トップの会合を召集し、議会活動の正常化に向けて動き出した。ヤオ・ンドレ長官は5月4日に、2010年12月に自らが発出したバボを当選者とする決定を取り消し、選出された大統領はワタラだと確認した2011年3月のAU決議に依拠して、ワタラの大統領としての資格を確認する声明を発出した。これら立法府、司法府との協議により国内制度上の正当性を確立したワタラは、5月6日に改めて大統領としての就任宣誓を行った。選挙後危機はここに終結した。

正式就任したワタラ大統領にとって最大の政治的課題は、軍事的対立によ

って悪化したバボ派との関係修復であった。国民議会選挙や国軍統合・DDRといった和平プロセスの重要課題が完了していないこの段階では、挙国一致内閣を基本とする和平合意の精神を遵守することが求められていた。さらに、決選投票でのバボへの支持が40%台に達していたことを考えると、バボ派との関係修復は有権者に対するアピールとしても重要であった。しかしながらワタラは、2012年6月の組閣で、FPIをはじめとするバボ派諸政党が加わる挙国一致内閣を組織することができなかった⁽⁶⁾。さらに2011年12月の国民議会選挙でも、バボ派諸政党は、ワタラ側からの参加要請を拒否し、選挙をボイコットした。この結果、国民議会選挙では、ワタラの政党であるRDRが全255議席中138議席を得て単独過半数に到達し、さらに与党連合全体では議席全体の9割以上を占める235議席を占有するに至った⁽⁷⁾。

ワタラ政権がFPIなどバボ派諸政党の政権参加も国民議会への参加も実現できなかった理由は、バボ派の中核をなすFPIが政治への本格復帰の条件としてバボら幹部の釈放を求める路線に強く傾く一方、ワタラがその要求を一貫して拒んだことにある。バボら幹部の釈放はワタラにとって受諾困難な要求である。そもそもワタラは、2011年3月に自ら武力での解決にのりだすのと同時期に、人道に反する罪でバボら幹部の捜査を行うよう求める書簡を国際刑事裁判所（ICC）に送っていた。バボら幹部を「犯罪者」として裁くことは、選挙後危機への対応のなかで確立されたワタラの基本的姿勢である。加えてバボら幹部は、2011年3月30日の国連安保理決議において、国連要員や民間人に対する攻撃などの「人道に反する行為」が非難され、和平を妨害する者として指名制裁の発動を受けており、何らかの形で裁かれるべき人物として国際的にも位置づけられていた。このため、ワタラが政治的判断によってバボら幹部を解放した場合、「不処罰の文化」を実践していると見て、自らが国際的な批判を浴びることは避けられない。実際、2011年11月23日にICCがバボに対する逮捕状を発行すると、ワタラ政権は躊躇なくバボの身柄をICCに引き渡した⁽⁸⁾。

以上の整理から明らかになるとおり、選挙後危機を経て発足したワタラ政

権では、敗北したとはいえ多数の支持者が存在するバボ派の政治勢力が、国家の政治制度に公式のプレゼンスをほとんど有さない状態が出来上がっている。バボ派の政治勢力が政治への復帰の条件としてバボら幹部の解放を掲げるかぎり、この状態は解消されえない。なぜなら、バボら幹部を犯罪者として裁くことは、選挙後危機が終結するまでの事態の展開のなかで国内的、国際的に妥協困難な原則として確立してしまっており、ワタラ政権が彼らの解放に踏み切るとは原理的に難しいからである。そして、その結果として、選挙後危機収束後のコートジボワールの政治制度は、ワタラを支持した政治勢力によってほぼ完全に独占される状態に陥った。このような独占状態が、有権者の間での政党支持の多元性から大きく乖離したものであることは間違いない。この意味でワタラ政権は、紛争後の和解という、まさしく多元性の尊重が重視される取り組みを進めるのに適しているとは言い難いところがある。このことを以下、ワタラ政権下での和解をめぐる取り組みを見ながら、具体的に検討していきたい。

第2節 コートジボワールにおける和解の課題

検討に当たってまず、ワタラ政権に取り組みが期待されているコートジボワールにおける和解の課題を整理しておきたい。コートジボワールで最初に和解を掲げた取り組みが行われたのは、2001年の「国民和解フォーラム」(Forum national pour la réconciliation)においてである。このときに、和解の名のもとに取り組みが求められる課題がほぼ網羅的に整理され、政治勢力間で共有された。これを受けてバボ政権のもとで一定の政策的取り組みが開始されたが、間もなく始まった内戦により頓挫し、その後あらためて内戦の和平プロセスのなかで議論と取り組みがなされることになった。和平プロセスを通していくつかの重要な課題に関して進展があり、引き続き取り組みが必要なものが現政権に課題として引き継がれている。さらに、内戦勃発以降に各

勢力が行った暴力が、真相究明や司法的追及などの対象として新たに紛争後の和解の課題に付け加わることとなった。以下、本節では、このような流れに沿って、和解の課題の具体的な内容のみをみることにする。なお、暴力に関しては、ワタラ政権正式発足後にFRCIによって行われたものも国内外で問題視されているが、これについては第3節以降で別途触れることにする。

1. 1990年代の政党間対立と「国民和解フォーラム」

コートジボワールでは、多元社会であるがゆえの国民統合ならびに社会統合の課題が、1960年の独立以来存在した。国民内部の民族的多様性を背景とした地域的・民族的な差異と、アフリカ有数の移民受け入れ国であることに由来する国民と外国人の潜在的対立が、そのおもな内容である⁹⁾。これらの社会的亀裂は、独立以来一貫して重要な政治的・政策的な課題となっており、一部地域での分離独立運動、在留外国人に対する排外主義の動き、公的部門における自国民化政策などのかたちで浮上してきた。とはいえ、ウフェ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny、以下ウフェ）初代大統領の長期政権（1960～1993年）のもとでは、コートジボワールがサハラ以南アフリカには稀な「安定と発展の代名詞」との国際的定評を得ていたことが示すとおり、これらの亀裂が政治的安定に深刻な危機をもたらす事態には至らなかった。

この状況は、1990年の民主化（PDCIによる一党制の放棄）と1993年のウフェの病死という、大きな政治的变化に伴って一変した。ウフェの後継の座をめぐる争いから政党間対立が激化し、そのなかで社会的亀裂が政治化されていったのである。ウフェ死亡にともない憲法規定に従って大統領に就任したベディエは、次期大統領選挙での勝利を確実にするため、最大のライバルと目されたワタラ元首相（現大統領）に対する徹底した弾圧を行った。その一環としてベディエは、代々コートジボワールの土地に住んできた「生粋のイボワール人」（ivoirien de souche）が国家運営の中核を担うべきだ、とのイデオロギーを主張しはじめた。この主張でいう「生粋のイボワール人」とは、

今日のコートジボワールの領土内に歴史的に居住してきたとされる南東部、南西部の諸民族を念頭に置いたものである。

そして、この概念は同時に、コートジボワールの今日の領土に限定されず、近隣国にも広がる居住域をとってきた北部の諸民族と、外国人の先祖を持つ国民（外国系国民）を排除する意味合いを持つ。このイデオロギーは、北部出身であったワタラならびにその支持基盤である北部住民を、「生粋のイボワール人」ではない者だとして貶め、差別を促進する性格を有していたのである。「イボワール人性」(ivoirité) をキーワードとするベディエのこのキャンペーンが経過するにつれ、路上検問などでの北部住民に対するハラメントが横行し、また北部出身者や外国人を標的とした暴力事件も発生するようになった（佐藤 2006, 51-52）。このような社会的緊張は、2000年10月の大統領選挙の際に頂点に達し、R・ゲイ（Robert Guéi）軍事政権首班による不正選挙の試みをきっかけにして、政党支持者間の衝突や治安部隊による過剰な鎮圧が行われ、3日間で171人の死者が発生する騒乱へと発展した¹⁰⁰。

このような混乱のなかで当選を果たしたバボ新大統領は、就任直後に「一夜にしてコートジボワールを揺るがした事件で何が起こったかを語ってもらうための国民共同の場の設置」という構想を示し、これが翌2001年10～12月の「国民和解フォーラム」開催に結実した。同フォーラムは、司法的な捜査や訴追ないし免責などの強制力を伴う権限は有さず、また真相究明のための調査を行うものではなく、「コートジボワールの病いの快癒を願う者が自由に発言すればよい」と大統領の考えに従い、国民各層の代表者百数十人による自由な意見表明の場として設定された¹⁰¹。

国民和解フォーラムは、コートジボワールにおける和解の取り組みにとって大きく2つの意義を持った。第1は、このフォーラムを通してコートジボワールが直面する問題が可視化されたことである。フォーラムの議事進行を取り仕切った総裁団が閉会時に大統領に提出した勧告決議案は、和解を必要としたコートジボワールの問題状況を、多元社会における寛容と共存という問題を筆頭に、農村部で激化する土地紛争にかかわる問題、司法や治安部隊

の政治的な偏向の問題、民主主義の確立に向けての問題などの主要争点を網羅した包括的な像として描き出した。さらにそこでは、1990年代半ば以降の政治対立の焦点となってきたワタラ元首相に対する弾圧・ハラスメントに関して改善が図られるべきことも明記され、加えて、イボワール人性キャンペーンのなかで差別や暴力の標的となってきた外国人に関して、彼らの生活条件に対する「真摯なる敬意が払われるべき」との指摘がなされた。そして、バボ大統領が全面的な同意を表明したことにより、勸告決議案はコートジボワールにおける和解の課題を公的に設定するものとなった。

国民和解フォーラムの第2の意義は、有力政治家間の対話再開の契機となったことである。前述のとおり、1990年代以降のコートジボワールの不安定化は有力政治家間の対立が直接の契機となったものであるため、政治的対話は和解のための必須条件をなすものであった。具体的に対話するよう要請がなされたのは、最初に後継争いを繰り広げたベディエとワタラに加え、ゲイ元軍事政権首班とバボ大統領の4人であった。バボ政権発足後、バボ以外の3人はいずれも、身の安全に関する懸念から事実上の亡命生活を送っており、政治勢力間の対話が進展しない状態が続いていた¹²⁾。フォーラム総裁団は、亡命生活を送る3人の有力政治家に対して、身の安全を保障することを確約して説得にあたり、3人とも登壇させることに成功したのである。これをふまえて、フォーラム閉幕翌月の2002年1月には4大政治家の直接会談が実現し、次期2005年の総選挙に向けて政党政治を正常化させていくことが合意された。

2. コートジボワール内戦と選挙後危機

バボ政権下では、2002年7月に、地方分権化の一環として新設された県議会の議員選挙が全国一斉に実施され、4大政治家が率いる勢力がすべて参加した。この選挙が平穩に終了したことは、国民和解フォーラムで糸口がつけられた有力政治家間の対話と政党政治の正常化が、順調に進んでいることを

示すものであった。またバボ政権は、偽造問題などで信頼性が低下していた国民身分証を新システムに切り替えることや、在留外国人の大半を占めるECOWAS 出身者に対する在留許可申請に必要な手数料の引き下げなど、1990年代の暴力の温床となってきた身分証明にかかわる制度の適正化にも取り組んだ。しかしながら、このような順調な流れは2002年9月19日の内戦勃発によって断ち切られることになった。

内戦勃発後のコートジボワールを支配したのは、和解をめぐる矛盾した状況である。端的には、和平プロセスが、和解を推進する動きとこれに逆行する動きのせめぎ合いのかたちで展開されたのである。まず、和解を推進する動きの要をなしたのは和平合意である。内戦勃発から4カ月後の2003年1月という比較的早期に成立したマルクーシ合意(Linas-Marcoussis Agreement)は、国民和解フォーラムで確認された和解の課題の大半を盛り込み、永続的な平和構築のための課題と取り組みの方向性を明記した包括的な和平合意であった。この合意には国民議会に議席を有する全政党と反乱軍⁴³が署名した。このことは、内戦以前には大統領の諮問機関による提案に過ぎなかった国民和解フォーラムの最終報告書の内容が、全政治勢力が履行に責任を負う合意に昇格したことを意味する。いささか逆説的ではあるが、内戦の帰結として、和解に向けた動きが制度的に強化されたのである。

具体的に見ると、マルクーシ合意では、イボワール人性をめぐる問題と深くかかわっていた「市民権、アイデンティティ、外国人の法的身分」、「選挙制度」、「大統領の被選挙資格」が筆頭課題に挙げられた。同合意の付属文書では、「個別同定手続きの一貫性のなさ、遅れ、治安検問での逸脱行為」が問題として明記され(第I章2)、これが「個別同定制度の不備から生じた、人権と尊厳に反する行政当局のハラスメント」だと断罪されている(第I章3)。さらに、「本人確認と有権者名簿の作成における不偏不党性の保障」が挙国一致内閣に義務づけられた(第II章2b)。また、大統領の被選挙資格については、ワタラの出馬に関する障害を取り除くため、「両親ともに」ではなく、「両親のいずれか」を生まれながらのイボワール人とするという条件

へ緩和することも提言された（第III章1）⁴⁴。ここにも明確にうかがえるように、コートジボワール内戦の和平プロセスは、紛争の背景に「イボワール人性」キャンペーンを契機に浮上した民族問題の政治化と個別同定制度にかかわる問題があるとの共通認識のもとに、この問題の主たる当事者である政治家たちに、中心的な主体として解決に向けた責任を負わせる志向性を持つものだった。

しかしながら、和解に寄与する内容を含む一方、和平プロセスでは和解に逆行する動きも顕在化した。この動きはおもにバボ側によって推進された。内戦勃発以降、バボ大統領は、内戦勃発以前に保ってきた和解に前向きな姿勢を放棄し、自らの政権維持を最優先して、非妥協的かつ強権的な姿勢に転じたのである。まず野党に対しては、それまでの対話姿勢をやめ、敵視を基調とする態度に転じた。内戦勃発当初から野党幹部が軍人によって拘束・失踪する事件が相次いだほか、2004年3月にはマルクーシ合意の履行を求める野党連合のデモが、バボの命令を受けた政府治安部隊によって武力鎮圧される事件も起こった⁴⁵。

また、バボ側は、支持者の若者を動員して、反乱軍・野党・国際的な仲介者（とくにフランスと国連）に対する敵意を表明する街頭集会を頻繁に開催させた。さらにバボ側は、停戦協定によって政府側治安部隊の軍事行動が制約されたことから、これに代わる軍事部門として複数の民兵組織を作り、政府側支配地で活動させた。加えてバボ側は、2004年11月には一方的に停戦協定を破棄して、反乱軍支配地に空爆を行ってもいる。これらの暴力的な行為だけでなく、挙国一致内閣の運営に関してもバボ大統領は、大統領権限を行使して反乱軍側の閣僚の信任を遅らせたり、大臣決定に介入したりするなどし、これによって挙国一致内閣の活動は大きく阻害された。和解に逆行する動きはまた、バボに対抗する反乱軍側にも見られ、裁判抜き処刑や拷問などの戦争犯罪や、民間人に対する虐殺や難民化などの問題行動が多数報告されている。

このような相矛盾した動きのせめぎ合いにより著しく遅滞した和平プロセ

スであったが、それでもなお、ワタラの大統領選挙への被選挙権の認定（2005年）と、身分証明プロセスの実施による新しい有権者リストの作成（2007～2010年）という重要課題が実現されたことは大きな前進ではあった。これにより、すべての政治勢力が納得する改革を経たうえで大統領選挙の実施に進むことができたからである。しかし、その長らく待たれた大統領選挙も前述のとおり、新たな危機を引き起こすこととなった。選挙後危機では、バボ側の軍事的抵抗、FRCIが進攻過程で行った虐殺、このほかのゲリラ勢力の軍事行動などで、4カ月あまりの間に3000人あまりが殺害された。さらに、ワタラ側の軍事的勝利というかたちで終結したがゆえに、「勝者の裁き」を怖れたバボ派幹部・兵士が近隣諸国（とくにガーナとリベリア）に逃亡し、新政権との和解の糸口がつかめない状態に置かれているほか、一部の勢力は新政権に対する不安定化工作を計画していることが指摘されている。

以上を整理すると、コートジボワールの和解は、暴力に関する対処（処罰・免罪などを含む正義・真相究明の問題）、有力政治家同士の良好な関係構築（対話）、社会的亀裂への働きかけ（共存）、の3つの側面を有するが、そのいずれにおいても大きな課題が存在することが分かる。和平プロセス下でワタラの大統領選出馬が認められ、身分証明（有権者登録）にかかわる状況にも改善が図られたことは、社会的亀裂への働きかけという点でも政治的対話の促進という点でも大きな成果であった。しかしながら、選挙後危機によって、状況は改めて険悪なものとなり、これまでも増して和解の取り組みが求められる局面に至ったのである。

第3節 ワタラ政権下の和解にかかわる取り組み

山積する和解の課題に関して、ワタラ政権のもとでどのような動きがみられるかを、前節で整理した3つの側面に沿って具体的に見ていきたい。ここでは、2011年5月の政権の正式発足から1年あまりの時期を視野に入れ、政

権発足初期の取り組みの特徴を整理する形で検討を行いたい。

1. 暴力に関する追及の偏り

紛争後の国民和解をめぐる取り組みでは、和解を優先して司法的責任については免責するという方針がとられることがある⁶⁶。しかし、ワタラ政権は、バボら旧政権幹部に対して、前述のとおり国際刑事裁判所（ICC）での捜査・審理を求めており、これに加えて国内法廷でも責任を追及する方針を定めている。ワタラ政権下では和解のための取り組みの一環として、真実委員会に相当する組織である対話・真実・和解委員会（CDVR）が設置されたが（詳しくは後述する）、CDVRは司法的責任を免責する権限は与えられていない。ワタラ政権は2011年8月に、バボ拘束と同時に逮捕したバボ派幹部・軍高官ら120人を国家安全保障の侵害、陰謀、蜂起、武装集団の組織などの罪で告発した。バボ夫妻に対しては、人権侵害に関連する事由についてはICCに委ねるという判断に基づき、窃盗、公金横領、略奪、国民経済の侵害の容疑での告発がなされた。

以上の方針に沿って、ワタラ政権は一貫してICCに協力姿勢を取ってきている。コートジボワールはローマ規程を批准していないが、2011年6月末にワタラ政権は、ICCとの間に、ICCの管轄下での訴追を可能にする法的枠組みについて合意した。同時期にモレノ＝オカンポ（Luis Moreno Ocampo）主任検察官を中心とするICC調査団がコートジボワールを来訪し、3000件の殺害、72件の失踪、520件の不当逮捕、100件以上のレイプに関する証拠を収集した。この調査結果に基づく予備的検討を経て捜査が開始され、前述したとおり、2011年11月にバボに対する逮捕状が発行された。その容疑は選挙後危機の期間における、政府治安部隊（Forces de défense et de sécurité: FDS）ならびにバボ派民兵と傭兵によって、アビジャンをはじめとする国内各地でなされた、殺人・レイプなどの性的暴力・処刑・その他の非人間的行為からなる、人道に対する罪の間接的共同遂行者としての個人的責任を問うという

ものである。この逮捕状を受けワタラ政権はバボの身柄引き渡しを決め、11月29日にバボはハーグに移送された¹⁷⁾。以上の動きは、「残虐行為のすべての責任者は裁判にかけられる」と繰り返し表明してきたワタラ政権の基本姿勢に沿ったものと言える。

しかしながら、ワタラ政権による司法的追及に関しては、自派が犯した犯罪に目をつぶった「勝者の裁き」であるとの批判が政権発足時から向けられている。ここで自派という時にとくに問題となるのは、ワタラがバボ打倒に向けて2011年3月に組織した独自の正規軍である FRCI である。選挙後危機勃発直後にワタラはバボ側に対抗して自ら「組閣」を行い、その首相に反乱軍の文民指導者である G・ソロ (Guillaume Soro) を任命した¹⁸⁾。ソロの影響力のもとに反乱軍を中心に組織されたのが FRCI である。第1節で述べたとおり、FRCI は武力闘争によってバボ拘束を実現しており、ワタラ政権にとっては政権樹立の最大の「功労者」ともいえる勢力である。実際、ワタラ政権下で FRCI は正規軍として位置づけられている¹⁹⁾。

前述したとおり、反乱軍は和平プロセス下では和平推進派のスタンスをとってきたが、ワタラの政党 RDR などと一貫して同盟関係にあったわけではない。2007年3月に権力分掌に関する新たな取り決め (ワガドゥグ合意) が成立すると、ソロはバボ大統領のもとで首相に就任し、2010年11月の大統領選挙の直後までその任にあった。しかし、ソロは選挙後危機の勃発と同時に首相を辞任し、一転してワタラが組織した内閣の「首相」に就任した。このような転身は、ソロと反乱軍の行動を特徴づけてきた「政治的现实主義」(réalisme politique) に基づくものだと指摘されている (Fofana 2011, 164)。つまり、ソロと反乱軍にとって FRCI 発足は、ワタラとの連合によって政治的な生き残りを追求する策であった。そして、ソロと反乱軍との政治的連合は、独自の軍事部門を持たなかったワタラにとってきわめて重要な意味を持つものであり、政権存続の鍵でもある。この政治的連合を維持するため、ワタラは政権の正式発足以降もソロを重用しつづけている²⁰⁾。FRCI が犯した人権侵害に対する司法的追及は、ワタラ政権の基盤をなすこの政治的連合を危機

に晒しかねないものなのである。

FRCIについては、バボ打倒のため2011年3月29日に行動を開始したFRCI部隊の一部が、デュエクエ(Duékoué)をはじめとする西部の数都市で1000人以上もの地元住民を殺害したとの指摘が、国際機関や人権団体などによって広くなされている²¹⁾。また、選挙後危機での人権侵害を調査するために国連人権理事会から派遣された調査団も、2011年6月に、バボ支持者に対する報復をやめさせることに失敗しているとして、ワタラ政権を強く非難している。このような国際的な非難に対するワタラ政権の対応は緩慢である。2011年6月に政府に設置された選挙後危機に関する全国調査委員会は2012年8月ようやく最終報告書を作成した。その報告書にはFRCI兵士について、処刑に関与した者が545人、拷問に関与した者が54人いることが記録されているというが、この数はバボ派の兵員について記録されている数の半分あまりにとどまる(各1009人、136人)²²⁾。この報告書に記録された証拠をもとに今後訴追作業が進められるとのことだが、現在に至るまでFRCIの将校・兵士で訴追された者はおらず、幹部層に対する訴追がいち早く進んでいるバボ派への対応とは対照的である。このように、現在に至るまでのワタラ政権下での司法的追及は、選挙後危機時に生じた状況をふまえた党派間関係に強く規定される形で進行していることがうかがえる。

なお、暴力に関して言えば、選挙後危機の時期に生じたものだけではなく、それ以前に行われた暴力に関しても真相究明や司法的追及などを行うことが当然ながら和解の課題となる。とりわけ2002年の内戦勃発以降に関しては、バボ側と反乱軍側双方がさまざまな人権侵害を行ったことが広く知られているが(第2節2参照)、これらに関する公式の捜査・調査はワタラ政権下では行われていない。そのこともまた、反乱軍の行為に関する調査を行うことで、FRCIとの関係を悪化させることを避けたいワタラ政権側の事情に依存している。

2. 政治的対話の難航

1990年代にさかのぼるコートジボワールの和解の課題において、主要政治家間の対話は常に重要な鍵を握ってきた。ワタラ、ベディエ元大統領、ゲイ元軍事政権首班、バボ前大統領という4大政治家のうち、前三者の勢力は2010年の大統領選挙において選挙協力連合 RHDP（注7を参照）を形成し、ワタラ政権発足後も強固な結束のもとに連立与党を構成している²³。問題となるのはバボ派の動向である。大統領選挙の投票結果からうかがえるとおり、バボは敗北したとはいえ40%以上の有権者から支持を集めており、これらバボ支持者の声を国政に取りこむことが民主主義の確立と和解という観点から不可欠である。

しかし、FPIは、当初クリバリ暫定党首のもとでワタラ政権との協調路線を歩むかに見えたが、ほどなくクリバリが党内分裂を理由に離党したのち、バボ忠誠派のウレット（Sylvian Miaka Ouretto）幹事長のもとで、政権参加（権力分掌）や本格的な政治的協議の再開の条件として、バボら幹部の釈放を掲げる強硬路線に転じた。2011年9月4日にFPIは、バボ拘束後初めての集会をアビジャンのクマシ地区で開催したが、FPI青年部（Jeunesses du FPI: JFPI）のリーダーであるクア・ジュスタン（Koua Justin）が、ワタラ大統領を「外国人」「外国が押しつけた候補者」と非難する演説を行ったことから、周辺住民とトラブルになり、集会は混乱に陥った。このような展開は、バボ政権時代に続けられてきた強硬派の活動家による扇動演説を彷彿とさせるものであった。

ワタラ政権は、国民議会選挙を控えての独立選挙管理委員会（Commission électorale indépendante: CEI）委員の改選にあたり、FPIからの要求を受け入れて、副委員長ポストを含む委員ポストをFPIに有利に配分したり、立候補受付期間を延長したりするなどの譲歩策を行った。しかし、FPIは宥和姿勢に転ずることなく、国民議会選挙をボイコットした。国民議会選挙の投票率

は、80%台を記録した2010年の大統領選挙とは一転して、36.6%に低迷した。このことは政治的対話という面で、挙国一致内閣を組織できなかったことに続き、ワタラ政権にとって打撃となった。

2012年1月、ワタラ政権とバボ派の関係改善の糸口がつかめないことを象徴する事件が起こった。バボ派の政治復帰を実現するための譲歩策としてワタラ政権は、2011年9月の混乱ののち許可してこなかったFPIの街頭集会を、内相とFPI幹事長の直接会談を経て許可した。しかし、2012年1月21日に開催されたFPIの集会は、前年9月の集会と同様、クア・ジュスタンの扇情的なワタラ批判演説を契機に、連立与党支持者とのトラブルが発生し、治安部隊も出動する事態となった。さらにこの混乱では1名が死亡した。

この事件は、その経緯はどうあれ、治安部隊による鎮圧と死者の発生という面からみて、政権による政党弾圧として批判されうる要素を含むものであり、ワタラ政権にとっては大きな政治的失点となった。同時にこの事件は、FPI現執行部が掲げる方針のもとでは、ワタラ政権との関係改善への展望が開けないことも明瞭に示した。すでにICCによる訴追プロセスが進行している現状では、ワタラの政治的判断でバボを釈放することは不可能だからである。

2012年3月には国民議会選挙の結果をふまえて内閣改造が行われ、ソロ首相は退任して、後任には選挙協力時の合意にしたがってPDCIのアウッス(Jeannot Ahoussou-Kouadio)が就任した。アウッス首相はバボ派との関係修復に意欲を見せ、就任翌月の2012年4月に、バボ派諸政党を招いて対話再開について議論するセミナーを開催した。このセミナーでは政府とバボ派諸政党が定期的に話し合う場の設置が最終声明に盛り込まれたが、FPIはこの声明に署名しなかった。内閣改造も対話再開には効果を持たなかったことになる。

なお、バボ派の間では、FPI執行部の強硬路線に同調しない勢力も存在する。2011年7月に暫定党首を辞任して離党したクリバリ国民議会議長はその代表格であり、彼はその後まもなく、新党「共和国のための自由と民主主義」(Liberté et Démocratie pour la République: LIDER)を正式に旗揚げした。ま

た、2011年9月12日には、バボ大統領のスポークスマンを務めた人物（ジェルヴェ・クリバリ Gervais Coulibaly）が、FPIを離党し、自らの政党「針路」（Cap Unir pour la démocratie et le développement: Cap-UDD）を旗揚げした。このほかにもワタラ政権に対する宥和姿勢を示す旧バボ派の組織が存在することは、2012年4月のセミナーでの最終声明に署名した勢力がいることからもうかがえるが、これらの勢力はいずれも小規模なものであり、FPIにとって代わる影響力を持ちうるものとは現時点では考えられない。これらの小勢力に対する働き掛けは、ワタラ政権にとってはバボ派の「切り崩し」という側面も持つものであるが、この戦略は今のところ目立った成果を上げているとは言い難い。

3. 「対話・真実・和解委員会」

ワタラ大統領はバボ拘束後間もなく、紛争後の和解をスローガンに掲げる国家的な機関として「和解委員会」を創設する構想を示していた。2011年4月末には、シャルル・コナン・バニ（Charles Konan Banny）元首相を委員長に任命する人選案が示された。バニは過去に西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）総裁を務め、コートジボワール内戦の和平プロセスでは、中立の人材から当てることとされた「拳国一致首相」の職を2005年12月から2007年3月まで務めた人物である。FPIからもとくに異論は表明されなかった。ワタラ大統領は、5月14日に「対話・真実・和解委員会」（CDVR）を正式名称とする委員会の創設令を発出し、同日、バニを委員長に命ずる辞令も発した。CDVRは恩赦や免責の権限を持たない組織として設置された。

CDVRの構成員は2011年9月11日に発表され、バニ委員長以下、キリスト教（ブアケ大司教）、イスラーム（ムスリム最高評議会議長）、伝統的権威（ンズィマ民族の王²⁴）の3人の副委員長とし、そのほか7人の委員からなる陣容となった。7人の委員は、それぞれ北部、南部、東部、西部、中部、移民、在外イボワール人を代表する人物として位置づけられている。このような人

選は、宗教と地域が重要な社会的亀裂として存在し、それらがとりわけ1990年代以降の政治的緊張のなかで政治化されてきた背景を念頭に置いて、CDVR が設置されたことを明瞭に示している。

しかしながら、CDVR の委員たちは、3人の副委員長と「在外イボワール人」代表委員に任命された国際的サッカー選手のディディエ・ドロバ (Didier Drogba) を除けば、知名度が低い人物ばかりである。この点でCDVR は、和解を体現するようなシンボル性に欠けることは否めない。FPI 支持派のセリ・バイイ (Séry Bailly) が委員に任命されたことは、バボ派へのアピールという点では一定の意義を有すると考えられるものの、バボ派の委員はわずかに彼1名であることを考えると、CDVR には政治勢力間の融和の機能はほとんど期待できないといえる。

さらに、CDVR がいかなる任務に携わるのかは、2011年9月の発足式の時点でも具体的に定められていなかった。バニ委員長によれば、CDVR は何を任務とするかを議論するところから活動を開始することのだが、そのための最低限の予算や事務スタッフさえも発足時には確保されていなかった。CDVR のこのような状態は、和解にかかわる具体的な作業に早急に取り組む組織として政権内で位置づけられていないことを示唆するものである。実際、発足後しばらくのあいだCDVR は、コートジボワールにおける和解の取り組みにおいて目立った存在感を示せない時期が続いた。

第4節 ワタラ政権が陥る隘路と変化の兆し

1. 「バボら幹部の釈放」をめぐる非対称な利害構図

以上、コートジボワールでの和解の課題の主要な3つの側面である、暴力への対処、政治的対話、社会的亀裂への働きかけに注目して、ワタラ政権の正式発足から1年あまりの取り組みを検討してきた。いずれの側面において

も、和解の進展に寄与する方向性は見えにくく、コートジボワールにおける和解の取り組みが低迷してきた様子が確認できる。とりわけ、和解の課題の3側面のうち政治的対話が進展していないことは、そのこと自体が和解の取り組みの停滞であると同時に、バボ派の意向が政治制度を通して政権の意志決定に反映されない状況を深刻なものとしている。そこには同時に、和解のための取り組みが進まない状況が固定化されつつある様子もうかがうことができる。

この状況は今後も継続することになるのだろうか。本章が掲げるこの中心的な問いにかかわる、ワタラ政権とFPIの関係改善に向けた展望について分析してみたい。クリバリ離党後のFPI執行部は、バボら幹部の釈放という要求を堅持してワタラ政権に妥協する姿勢を示していないものの、政権側との対話を完全に否定しているわけではないので、一定の交渉は行われている（選管の人選、街頭集会の許可をめぐる内相との直接交渉、アウッス首相のセミナーへの参加など）。とはいえFPIは、挙国一致内閣にも国民議会にも参加しなかったのに続き、アドホックに設けられた対話枠組みにも同意しなかった。つまりFPIは、自らを政党間交渉の枠組みに組み入れることを引き続き拒否している。言い換えればFPIは、和解の推進に必要な枠組みに対するアウトサイダーの地位を貫いているのである。

では、ワタラ政権は何らかの手段を通して、FPIを和解のための枠組みに組み込むことができるだろうか。この問題は、ワタラ政権がFPIを「取り込み」うる条件を、ワタラ政権とFPIのそれぞれの立場から考察することで検討できる。まずワタラ政権の立場から見ると、ワタラ政権がFPIを取り込むことで期待できる利益は、第1に、紛争後の国家運営を担う政権として和解政策の成果を上げることと、第2に、和解に前向きな政権としての国内外の支持を集め、シンボリックな正当性を強化することである。このうち第2の利益は、「勝者の裁き」批判から国内外の目を逸らして、自派に対する司法的追及を先延ばしにするという、政権内部に向けた対策のうえでも重要である。なお、バボらの主要幹部は人権侵害を行った人物として国際的に

広く位置づけられているため、「取り込み」の手段として彼らを免罪することは、逆に「不処罰の文化」の実践として自らが批判されることにもつながるので実行困難である。「取り込み」に用いられる手段は政府などでのポストの提供や公的な発言の機会の提供などにかぎられるだろう。

他方、FPIの立場から見ると、上記のようなワタラ政権側にとっての期待利益を見透かす形で、「取り込み」に応じる条件としてバボら幹部の釈放を提示している。ワタラ政権にはこの条件に応じられない事情があるため（第3節2）、FPIも要求を実現できないままであるが、FPIはこの条件に固執している。FPIのこの態度には次のような背景がある。2011年7月の暫定党首交代劇が示すとおり、FPI執行部は、バボ夫妻に次ぐ党内有力者であったクリバリのもとで党を再建する路線を取らず、バボ忠誠派路線を堅持することを決定した。そもそもクリバリは、過激な発言によって頭角を現した若手の筆頭格で、国民議会議長に登用されていたほどの最重要幹部のひとりだが、その人気ゆえにバボ夫妻ら党の主流派との間に確執を抱えていた。いわばクリバリは、非主流派の党内対抗エリートとしての位置づけにある人物であった。それゆえ、逆にバボ失脚後のFPI体制を刷新する適任の人物だったと言えるのだが、FPI執行部はこれを選択しなかった。したがって、クリバリを離党に追い込んだ暫定党首交代劇は、FPI執行部の多数派が、党の体制の刷新よりも、「バボの党」としての性格を維持する選択を行ったことを意味する。

この選択はFPI執行部にとっていくつかの明確なメリットがある。第1に、バボを正当に選出された大統領だとする選挙以来の主張を一貫することができ、第2に、この主張に基づいて拘束の不当性を訴えることで、新政権に対して強いスタンスを維持することができる。第3に、このような主張とスタンスを維持することによって、仮に（その可能性は現時点ではかなり低い）有力幹部が復権され党に復帰した場合に、「裏切り者」と指弾されることを回避することができる²⁹。すなわちFPIがバボら幹部の釈放に固執するのは、政権との協調によって獲得しうる政治ポストや影響力などの利益よりも、従

来からの一貫性のある主張を行うことで党のアイデンティティを守り、幹部層の結束を守ることを重視する思惑に立ったものとして理解することができる。また、FPIにとって、ワタラ政権がFPIを「取り込む」ことによって期待できる第2の利益——政権の正当性の強化——は、自党への直接の利益がほとんどないものであるため、これに応じるインセンティブはそもそも働かないだろう。

結局のところ、バボラ幹部の釈放をめぐるワタラ政権とFPIの利害構造は非対称な構図を取るものであることが、以上の検討から確認できる。FPIにとって、バボラ幹部の釈放に関する要求を取り下げる、もしくは政界復帰のための絶対条件とせず、政権との協調路線を取ることは、自党の存続を危機に晒し、ワタラ政権にのみ一方的に裨益するものでしかない。このことから、ワタラ政権がFPIの「取り込み」に成功する可能性は現時点ではきわめて低いと考えられ、FPIは引き続きアウトサイダーの位置にとどまり続ける公算が高い。「バボラ幹部は犯罪者として裁く」ことは、選挙後危機の展開と終結に至る歴史的経路のなかで、ワタラ政権の正当性の根幹を支える原理のひとつとなったが、そのことが逆に、和解に向けた取り組みを制約している状況をここに見いだすことができる。

2. ワタラ政権にとっての試練

和解に関する取り組みが進展せず、とりわけ要となるFPIからの協調取り付けにも展望が開けないなか、ワタラ政権が試練に晒されている様子も顕在化しつつある。一見、自律的な国家運営が可能であるかのように思われる政治制度の独占状態にあるにもかかわらず試練に直面しているというこの逆説を、最近の情勢を振り返りながら見ておきたい。

2012年4月にワタラは、選挙後危機の際にFRCIによる虐殺事件があったとされる西部の都市デュエクエを訪問し、残虐行為の責任者を裁判にかけることを演説で約束した。同じ時期に、それまで任務が明確でなかったCDVR

が、選挙後危機で暴力の被害に遭った4万人を対象に聞き取り調査を行うことを明らかにした。この調査は数カ月をかけて実施され、FPIの同意のもとに、FRCIからの報復攻撃の対象となったFPI党員も対象に含まれるものとされた²⁶⁾。また、2012年8月には、前述のとおり(第3節1)、選挙後危機に関する全国調査委員会の最終報告書が完成し、FRCI兵士による人権侵害に関する事例が採録されていることが明らかにされた。これらの動きは、自らの政権基盤をなすFRCI兵士に対する司法的追及が進まず、「勝者の裁き」との批判を受けていることへの対応策とみられる。

これと並んでワタラは、未だ完了していない和平プロセスの最大の課題である治安部門改革への取り組みも迫られている。治安部門改革にはまず、内戦期に急増した戦闘員の武装解除・動員解除・社会再統合(DDR)が必要であるが、戦闘員の間では内戦期に確保した権益を手放すことへの不満や、動員解除後の生活に対する不安などが根強く、政権に対する反抗的な動きへと発展しかねない危険をはらむ。ワタラは2012年3月の内閣改造の際に国防相を兼任し、ドナーの協力を仰ぎながら、自らイニシアチヴをとって治安部門改革に取り組む意欲を見せているが、これは重要な政権基盤であるFRCIに介入することとなる政策を、自らの責任で慎重に行おうとすることと解釈できる。FRCIに対する司法的追及と治安部門改革はいずれも、政権発足以来先延ばしにされてきた課題だが、政権発足から1年が経過し、国内外からの圧力も強まるなか、ワタラは何らかの取り組みを行わなければならなくなったのである。つまりワタラは、政権基盤の要であるFRCIとの関係の再構築を迫られているのである。

政権維持のうえで慎重な取り組みが求められるこの課題は、2012年に入ってから治安状況の悪化によってさらに扱いが難しいものとなっている。2011年末からリベリアからの越境攻撃は散発的に続いていたが、2012年6月8日にはUNOCI兵士7人が殺害される事件が発生し、7月末にはデュエクエ近くに設けられた国内避難民キャンプを500人の若者が襲撃し、11人が殺害されるなど、暴力がエスカレートしている。さらに武装行動はアビジャン

に波及しており、8月4～5日にはアビジャン西部の警察検問所が襲撃され、5人の警察官が殺害された。翌日には100人あまりの武装集団がアビジャン北部のFRCI基地を襲撃し、大量の武器が強奪された。さらに9月20～21日には、ガーナ領内から侵入したとされる武装集団がアビジャン南部の警察・軍施設を攻撃したのち、ガーナとの国境にある検問所にも攻撃を仕掛ける事件が起こった。10月14～15日にも東南部の都市グラン＝バッサム（Grand Bassam）で襲撃事件があり、火力発電所のタービンが破壊された。これらの武装行動は国外逃亡したバボ派によるものと考えられており、同時期に発表された国連の専門家グループの報告書でも、バボ派の亡命活動家がガーナに司令部を築き、リベリア領内に軍事訓練キャンプを設営していることが指摘されている。このような武装行動の頻発は、ワタラ政権にとってFRCIへの依存を強めなければならない状況を生みだしている。ワタラ政権は、対FRCI関係において介入か依存かのジレンマに直面している。

バボ派の関与が疑われる武装行動を受けて、ワタラ政権はバボ派諸政党に対する締め付けに乗り出している。2012年6月には、バボ政権の元国防相リダ＝クアッシ（Moïse Lida Kouassi）がガーナで逮捕され、コートジボワールに移送された。また同じ時期に国内ではFPIの副幹事長や元財務相ら幹部を含む54人のバボ派活動家が逮捕された²⁷⁾。さらに9月半ばには、バボと投獄されている彼の幹部の写真を掲載し、「亡命政府」と表現したバボ派新聞6紙が2週間の発行停止措置を受けた。政権によるこのような対応は、武装行動の活発化によって、政権とFPIの対話がさらに困難になっていることを示唆するものである。

ただ、このような締め付け策が実行される一方で、FPIがさらに態度を硬化させることを回避したいワタラ政権の姿勢をうかがわせる出来事が見られる。2012年11月22日にICCは、すでに2012年2月にシモーヌ・バボに対する逮捕状を発行していることを明らかにし、コートジボワール政府に対して改めて身柄の引き渡しを求める発表を行った²⁸⁾。この発表によって明らかになったことは、ワタラ政権は非公開で逮捕状を受け取ってから9カ月の間、

シモーヌの身柄引き渡しに応じていないことである。さらに ICC の発表後もワタラ政権は、「最適な時期に引き渡す」（法相発言）との考えを示すのみで即時引き渡しには応じていない。さらにワタラ政権側からは、身柄引き渡しを決定する際のルールがないことが政治勢力間での問題となっているとの考えのもとに、ルール作りに向けた議論を行う意向も示されている。このようなワタラ政権の姿勢は、バボ以外の有力幹部の処遇を FPI との交渉の「手札」として確保しようとするものと解釈できるものであり、FPI との対話再開に向けて腐心している様子がうかがえる。このようにワタラ政権の対 FPI 姿勢は、硬軟両面から模索が続いているが、まだ明確な展望が見えない状況が続いている。

さらに新たな動きとして、与党連合の結束について先行きが危ぶまれる事態が生じている。2012年11月に政府は、男女同権を推進する内容の家族法改正案を国民議会に提出したが、おもに PDCI の議員が保守のスタンスから難色を示し、審議会採決で法案の本会議付託が却下された。ワタラ大統領は、PDCI から首相と法相を出している政府の提案が PDCI 議員によって却下されたのは PDCI の党内調整に問題があるとの認識を示し、内閣を解散した。2012年3月に就任したばかりのアウッス首相は再任されず、事実上の更迭を受けた。後任首相は再び PDCI から選任され、同法案も改めて議会に提出されて賛成多数で成立したことで、いったんは与党連合の結束は再確認されたが、最も重要な連立パートナーである PDCI とワタラの関係が必ずしも良好ではないことを示唆するものでもある。

このようにワタラ政権は、FPI との対話再開の糸口がつかめぬまま、政治的対話の進展がさらに停滞する状況に直面し、加えて政権基盤内部での結束にかかわる課題も浮上している。政権がこのような試練に直面することで、コートジボワールは、和解への取り組みにとって決して好適とはいえない環境へと転じつつある。現在生じつつあるこの変化は、一方では、やや先取りしていえば連立与党の結束の緩みと政党間関係の再編を示唆する内容を含んでおり、ワタラ派による政治制度の独占状態の解消にもつながりうる可能性

もはらんでいる。他方、政治的不安定化や政権の正当性の低下がさらに進行する事態になれば、政権維持のためにワタラ政権が強権化を強める展開も考えられる。この意味で現在の局面は、事態がいずれかの傾向へと向かう岐路にあり、今後どのような経路を経るかによって、コートジボワールにおける和解のゆくえは大きく支配されることになるだろう。

結論

以上、本章では、ワタラ政権発足後の和解の取り組みが十分に進展してきたとは言い難い状況を振り返り、この状況がワタラ政権の政治制度の独占状態のもとで生じてきたことを論じた。さらにこの独占状態が、バボ派諸政党との政治的対話の難航によって、さしあたり解消される糸口が見えないまま、今後も持続する可能性が高いという展望を示した。そして、このような展望のもとでワタラ政権は、和解のための取り組みの一環として自らの政権基盤である FRCI との関係の再構築を迫られているが、同時に治安悪化へ対応するため FRCI へ依存しなければならないというジレンマに置かれていることを論じた。コートジボワールにおける和解は、このような政治的な条件のもとで大きな進展が期待できない状況にあるというのが本章の結論である。

このような結論を導き出すに当たって本章では、ワタラ政権の持つ特徴に注目した。繰り返し述べてきたとおり、その特徴は政治制度の独占にある。結論に当たってこの特徴に関して強調しておきたいのは、この状態が、ワタラ大統領ならびに政権基盤を構成する FRCI や連立与党のパートナーといったワタラ政権側の主体の行動によってのみ惹き起こされ、維持されているわけではないということである。ワタラ政権がバボらの釈放に応じられないのは、バボを犯罪者として裁くことが選挙後危機の展開経路のなかで規定されてしまったことに大きく拠っている。他方、バボ派を代表する FPI は、創設者の拘束という深刻な事態に対応するため、実現可能性がほとんどないバ

ボラ幹部の解放に固執することで政党としてのアイデンティティを維持する方針を選択した。つまり FPI は、ワタラとバボがお互い譲らずに対峙した選挙後危機の対立構図を再生産することで、党の存続を図ろうとしているのである。以上の点を確認して整理し直せば、ワタラ派による政治制度の独占状態とは、選挙後危機のなかで経路的に生みだされた政治勢力間関係が存続している状態としてもとらえられるものである。この意味でこの独占状態は、政権を担当するワタラとその同盟者の備えた性格と行為によってのみ規定されたものというよりも、バボ側を含むコートジボワール政治のすべての当事者の相互作用のなかで歴史的に産出されたものなのだといえることができる。

この点をふまえて、最後に、今後の和解の促進に向けた抜本的な打開策について付言すれば、この状態を解消するには、幅広い政治勢力の参加のもとで、紛争後の諸課題に取り組むことが可能な包括的な対話の枠組みを改めて策定し直す必要があるだろう。ワタラを大統領職に押し上げた選挙は、結果受け入れをめぐる対立の結果として、政党間の和解の機能を果たすことができなかった。さらに、この選挙後危機は武力紛争にまで発展したが、和平合意がないまま、一方の軍事的勝利というかたちで終結した。そのことがワタラ政権のもとでの和解の取り組みを妨げているとの認識をすべての政治勢力が共有し、新たな対話の枠組みを確立することが求められる。言い換えれば、今後の和解にとっての鍵を握るのは、ひとえに政治的対話なのであり、それなしには、コートジボワールにおける和解の深まりは期待できないであろう。

[注] _____

- (1) この点は、ワタラに関する「ハイパー大統領」との評価 (*Jeune Afrique* ウェブ版, 27 juin 2011, “Côte d’Ivoire: Alassane Ouattara, les débuts d’un hyperprésident”) や、バボ派幹部からの「独裁の雰囲気」とする批判 (AFP, 23 avril 2011, “Côte d’Ivoire: “ambiance de dictature selon le chef du parti de Gbagbo”) などに見られるように、マスメディアを通して広く共有されているワタラ政権観である。
- (2) このことは国連安保理決議1765 (2007年7月16日) で明記されている。
- (3) 選管発表の結果に対するバボの不服申し立てを審査した憲法裁判所は、一

部の選挙区の投票結果を無効とする判断を下し、無効分を控除した集計結果ではバボがワタラを上回ったとしてバボの当選を発表していた。バボの主張はこの憲法裁判所決定に依拠している。

- (4) UNOCIは従来から安保理決議によって「文民の保護」をマンドートに掲げていたが、FRCI拳兵と同時期に採択された決議1975によって、このマンドートが再確認されていた。
- (5) ワタラは首相をガーナに派遣し、帰国後の身の安全を保障するなどして、両者の説得に当たらせた。
- (6) バボ派の中核をなすのはバボが創設し自らリーダーを務めるFPIであるが、2010年の大統領選挙の際にバボは、FPIに限定されない幅広い支持者を糾合したプラットフォームである「大統領多数派」(La majorité présidentielle: LMP)という政治組織の候補として立候補した。本章でバボ派諸政党というのは、このLMPに参加した諸政党を指す。
- (7) 与党連合とは、大統領選挙でワタラを支持した4党の選挙協力組織「民主主義と平和のためのウフェ主義者連合」(Rassemblement des Houphouëtistes pour la démocratie et la paix: RHDP)である。参加した4党は、ワタラのRDR、ベディエ元大統領のPDCIのほか、ゲイ元軍事政権首班(後述)の支持者の流れを汲む民主主義平和同盟(Union pour la démocratie et pour la paix en Côte d'Ivoire: UDPCI)と、個人政党に近い小政党の未来の力運動(Mouvement des forces d'avenir: MFA)である。
- (8) したがって、バボ釈放にかかわる決定権限は、もはやワタラ政権ではなく、ICCにある。
- (9) コートジボワールは60あまりの民族を数える。加えて、近隣諸国からの移民の流入が盛んであり、外国人人口の比率は全人口の3割以上に達する。
- (10) この選挙は、1999年12月に発生した軍事クーデタ(このときにベディエは失脚した)を受けて、新憲法に基づいて実施された民政移管のための選挙であった。ゲイ軍事政権首班はワタラ元首相を含む有力候補を選挙から排除したうえで自ら出馬をし、さらに開票途中で選挙管理委員会を解散させ、みずから捏造した投票結果を発表して、勝利宣言を行うという暴挙に出た。首班の宣言を皮切りに、最有力の対立候補だったバボ陣営と、立候補を認められなかったワタラ陣営の支持者が街頭で抗議行動を開始した。この騒乱のなかでゲイ首班はゆくえをくらまし、開票を再開した選管によってバボが当選者であることが発表された。
- (11) 世界各地で実施された真実委員会の比較研究であるHayner(2011)は、同フォーラムを取り上げていない。同フォーラムは、真実委員会とは異なる性質のものといえる。
- (12) ベディエとワタラはバリ滞在を続けていた。ゲイはコートジボワール国内

にいたが、リベリア国境部に近い自らの出身村で、私兵の警護のもとで逼塞していた。

- (13) コートジボワール内戦における反乱軍とは、軍事政権崩壊とともに逃亡した国軍精鋭兵を中核とするコートジボワール愛国運動 (Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire: MPC) をはじめとする3つの勢力からなる。蜂起の当初の目的は国家権力の奪取にあったが、これに失敗したのち、コートジボワール北部・西部の支配を続ける過程で、反乱軍は、歴代政権による北部差別への反発や、開発が立ち後れた西部地域での不満などを背景に、住民から一定の支持を受けることとなった。のちに反乱軍3派は、「新勢力」(Forces nouvelles: FN) という統一的な政治組織を結成した。本章では、反乱軍3派ならびに新勢力を指して「反乱軍」という言葉を使用する。
- (14) 生まれながらのコートジボワール人を両親に持つ者のみが大統領選挙の被選挙権を持つとする規定は、ベディエによるイボワール人性キャンペーンの一環として1994年に選挙法に盛り込まれ、2000年に制定された第2共和制憲法の条文にも盛り込まれた。ワタラ側は一貫して、自らの両親が生まれながらのコートジボワール人であることを主張したが、ベディエ以後の歴代政権は、ワタラの母が「生まれながらのイボワール人」ではないと疑念を持ち、ワタラ側が提出した書類に偽造の疑いをかけ、出馬断念に追い込んできた。大統領被選挙資格に関する条文を「両親のいずれか」に変更することは、ワタラの母をめぐる論争に終止符を打つ意味を有する。
- (15) 野党幹部の拘束・失踪は、「暗殺部隊」(squadron de la mort) と呼ばれるバボ政権側のインフォーマルな組織によるものとされ、ICCの捜査対象となりうる戦争犯罪であることが国連報告書などで早期から指摘されていた。また2004年3月の武力鎮圧では野党側の支持者を中心に120人以上の死者が発生した。
- (16) アパルトヘイト終結後の南アフリカでの真実和解委員会がその代表例である。
- (17) その後、翌年の2012年8月に最初の公判が開催されたが、現在に至るまでなお予審は終了していない。
- (18) ソロはもともと学生運動の指導者として著名な人物であったが、2002年9月のMPCの蜂起時に、MPCの幹事長 (secrétaire général) に就任した。反乱軍3派の統一組織である新勢力発足後は、新勢力のリーダーとなった。
- (19) ワタラ政権下で正規軍となったFRCIは、旧反乱軍出身者が参謀総長を、旧国軍出身者が副参謀総長を務めており、指令系統としては一元化されている。ただ、2つの軍隊の階級のすりあわせや部隊の再編などの、いわゆる国軍統合にかかわる取り組みは完了していない状態にある。
- (20) ソロはワタラ政権正式発足後に組織された内閣の首相に任命され、国防相

も兼任した。これは、新政権の首相ポストを PDCI に配分するという PDCI との選挙協力時の合意に反する出来事であった。2012年3月の内閣改造によって、首相ポストはようやく PDCI に割り当てられたが、退任したソロは国民議会議長に就任した。

- (21) これらの殺害事件に関しては、バボ支持者が多いとされるゲレ (Guéré) 民族が選択的に殺害されたとの報道もあり、ワタラ派についての軍隊がバボ派に対する報復攻撃を行った側面が指摘されている。
- (22) EIU Country Report: Côte d'Ivoire, 'Alassane Ouattara faces acid test for his leadership,' August 24th 2012.
- (23) ただし、ゲイ元軍事政権首班は2002年9月の内戦勃発時に暗殺されており、現在はトワクス (Albert Mabri Toikeusse) が旧ゲイ派政党である UDPCI の党首を務めている。
- (24) んズィマ (N'Zima) は、コートジボワール東部の海岸地帯を主たる居住地としてきた民族。コートジボワールでは、民族の王や首長は、政府から一定の手当てが支払われるなど公的な認知を受けている。これら一定数いる王・首長のなかからんズィマ王が選任された理由は不明である。
- (25) バボ政権は内戦期にほぼ一貫して和平仲介を拒否する姿勢をとり、政権内部にも強い締め付けを行ってきた。和平に傾いた何人かの軍将校が襲撃を受け、これを警告と受け取った報道官や参謀総長が亡命するという事件が発生している。「裏切り者」と指弾されることへの恐怖は、過去のこのような政権内部への対処傾向から類推されることである。
- (26) EIU Country Report: Côte d'Ivoire, 2nd Quarter, 2012, p. 12.
- (27) 副幹事長はドゥアティ (Alphonse Douati), 元財務相はカティナン (Justin Koné Katinan) (EIU Country Report: Côte d'Ivoire, 'Government cracks down on Gbagbo supporters,' September 18th 2012).
- (28) シモヌ・バボは、コートジボワール北部で軟禁されている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 佐藤章 2002. 「コートディヴォワールの国民和解フォーラム——「和解」の成果と今後の課題」『アジア経済』43(5), 45-69.
- 2006. 「統制的結社とイデオロギー——コートディヴォワールにおける差別的排他的実践に関する考察」『文化人類学』71(1), 50-71.

<外国語文献>

- Banegas, Richard 2011. "Post-election Crisis in Côte d'Ivoire: The *Gbonhi* War." *African Affairs* (110/440), 457-468.
- Basset, Thomas J. 2011. "Winning Coalition, Sore Loser: Côte d'Ivoire's 2010 Presidential Elections." *African Affairs* (110/440), 469-479.
- Fofana, Moussa 2011. "Des Forces nouvelles aux Forces républicaines de Côte d'Ivoire: Comment une rébellion devint républicaine." *Politique africaine* (122), 161-178.
- Koné, Gnanga Djomon 2011. "Logiques sociales et politiques des pillages et barrages dans la crise post-électorale en Côte d'Ivoire." *Politique africaine* (122), 145-160.
- Hayner, Priscilla B. 2011. *Unspeakable Truths: Transitional Justice and the Challenge of Truth Commissions* (Second Edition). New York and London: Routledge.
- Piccolino, Giulia 2011. "David against Goliath in Côte d'Ivoire?: Laurent Gbagbo's War against Global Governance." *African Affairs* (111/442), 1-23.
- Straus, Scott 2011. "'It's Sheer Horror Here': Patterns of Violence during the First Four Months of Côte d'Ivoire's Post-electoral Crisis." *African Affairs* (110/440), 481-489.

付表1 略語表

略語	正式名称	日本語訳
AU	African Union	アフリカ連合
BCEAO	Banque centrale des Etats d'Afrique de l'Ouest	西アフリカ諸国中央銀行
Cap-UDD	Cap Unir pour la démocratie et le développement	針路
CDVR	Commission de dialogue, vérité et réconciliation	対話・真実・和解委員会
CEI	Commission électorale indépendante	独立選挙管理委員会
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
FDS	Forces de défense et de sécurité	政府治安部隊
FN	Forces nouvelles	新勢力
FPI	Front populaire ivoirien	人民戦線
FRCI	Forces républicaines de Côte d'Ivoire	コートジボワール共和国軍
ICC	International Criminal Court	国際刑事裁判所
JFPI	Jeunesses du FPI	FPI 青年部
LIDER	Liberté et Démocratie pour la République	共和国のための自由と民主主義
LMP	La majorité présidentielle	大統領多数派
MFA	Mouvement des forces d'avenir	未来の力運動
MPCI	Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire	コートジボワール愛国運動
PDCI	Parti démocratique de Côte d'Ivoire	民主党
RDR	Rassemblement des républicains	共和連合
RHDP	Rassemblement des Houphouëtistes pour la démocratie et la paix	民主主義と平和のためのウフェ主義者連合
UDPCI	Union pour la démocratie et pour la paix en Côte d'Ivoire	民主主義平和同盟
UNOCI	United Nations Operation in Côte d'Ivoire	国連コートジボワール活動

(出所) 筆者作成。

付表2 略年表

年	月	事項
1960	8	コートジボワール独立。民主党（PDCI）一党制。初代大統領はウフェ＝ボワニ。
1990		複数政党制へ移行。
1993	12	ウフェ＝ボワニ初代大統領死去。ベディエ（PDCI）、大統領就任。
1995		ベディエ大統領再選。
1999	12	軍事クーデタ。ベディエ大統領失脚。ゲイを首班とする軍事政権成立。
2000	7	第2共和制憲法が成立。
	10	民政移管のための大統領選挙。開票時に大騒乱発生。野党人民戦線（FPI）のバボが初当選。
2001	10～12	国民和解フォーラム開催。
2002	9	反乱軍の蜂起により内戦勃発。ゲイ元軍事政権首班の暗殺。
2003	1	和平合意（マルクーシ合意）成立。
2007	3	和平合意（ワガドゥグ合意）成立。
2010	10～11	内戦勃発後初めての大統領選挙が実施。
	12	大統領選挙の開票結果をめぐり、バボ大統領と、共和連合（RDR）のワタラ候補が対立。選挙後危機の勃発。
2011	3	ワタラが旧反乱軍を主体とするコートジボワール共和国軍（FRCI）を発足し、軍事行動に乗り出す。バボ側との戦闘開始。
	4	国連コートジボワール活動（UNOCI）が安保理決議に基づきバボ派拠点へ空爆。FRCIがバボを拘束。
	5	ワタラが正式に大統領に就任。選挙後危機の収束。
	6	旧反乱軍トップのソロを首相とする与党連合内閣の発足。
	9	対話・真実・和解委員会（CDVR）発足。
	11	国際刑事裁判所（ICC）がバボの逮捕状を発行。バボはハーグへ移送。
	12	国民議会選挙。ワタラ派の与党連合が圧勝。
2012	1	FPIがアビジャンで開催した集会で混乱。
	3	内閣改造。ソロ首相は退任し、国民議会議長に転ずる。アウッス法相（PDCI）が首相就任。
	4	アウッス首相がバボ派諸政党を招いたセミナーを開催。
	8	素性不明の武装集団の攻撃がアビジャンで相次ぐ。
	11	ICCがバボ夫人シモーヌへの逮捕状発行を公表。ワタラ政権は身柄引き渡しを拒否。
	11	アウッス首相が事実上の更迭。後任にダンカン（PDCI）が就任。

（出所）筆者作成。